

持続化給付金 家賃支援給付金 申請相談会

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

5月1日から「持続化給付金」の申請受付が始まりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者」が対象になります。

送信締め切り：令和3年1月15日（金）

相談日 電話予約制

⑪10月13日（火）

⑫10月29日（木）

⑬11月5日（木）

⑭11月26日（木）

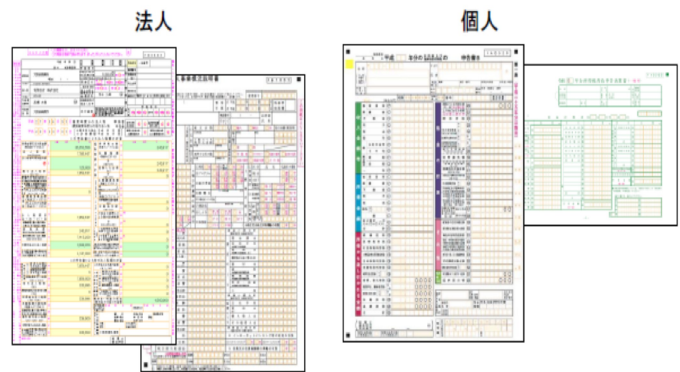
⑮12月8日（火）

⑯12月22日（火）

すべて10時～16時のいずれか

場所：支部会館 要予約

①2019年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え



※収受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し



③通帳写し



<当日用意をしてもらうもの>

①申請に必要な書類（申告書、売上台帳、通帳など）、②スマートフォン・タブレットなどをお持ちください（メールアドレスが必要）。③身分証明書（免許証、在留カードなど）。不明な点は、お問い合わせください。

*「家賃支援給付金」の申請方法詳細（条件・必要な書類など）については、裏面を参照ください。